



2007年10月31日 第2008-5号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

参院厚生労働委員会

年金保険料流用禁止法案質疑

10月30日、参議院厚生労働委員会で民主党提出の「年金保険料流用禁止法案」に対する質疑が行われました。自民・公明両党は事務費財源のあり方等について質問しました。共産・社民両党は法案に賛成する立場で、社会保険庁の不透明なシステム調達や年金記録問題等を追及しました。

与野党を超えて解決を

津田議員、辻議員を含む5名の民主党議員が法案提出者として答弁側に並び、「失墜した年金制度と立法府への国民の信頼を取り戻すために、国民皆年金実現の精神という原点に戻って、事務費を全額国庫負担に戻さなければならない」と訴えました。さらに、「保険料をこれ以上

給付以外に充てないでほしいというのが国民の願い。年金制度の抱える問題点について与野党を超えて解決していかなければならない」と、与党に法案の賛同を求めました。

西川厚生労働副大臣は、「年金相談センター」等の箱モノは建てないことを繰り返し宣言しましたが、保険方式では事務費に保険料を充当することは妥当であると法案を批判しました。

また、与党議員は雇用保険、労災保険、健康保険、諸外国の年金制度における事務費への保険料充当例を厚生労働省に説明させ、保険料流用を正当化する質問を繰り返しました。

11月1日に引き続き質疑が行われ、民主党は同日の委員会採決を目指しています。

【年金保険料流用禁止法案の概要】

現在、国民年金法と厚生年金保険法には次の条文があります。

国民年金法第74条

政府は、第一号被保険者及び第一号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

厚生年金保険法第79条

政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

社会保険庁は特別措置法とともに、この条文を「根拠」というより「拡大解釈」して、年金保険料を使い続けてきた。

民主党が提出した法案は、国民年金法第74条と厚生年金保険法第79条を削除して、保険料を年金給付以外に使えないようにするもの。